

平成28年度「中学校夜間学級の設置促進事業」委託研究Ⅱ

中学校夜間学級設置における課題 検討会報告

平成 29 年 3 月

中学校夜間学級設置における課題検討会

はじめに

中学校夜間学級は、戦後の混乱期において義務教育を修了できなかった者の就学機会を保障する場として、これまで大きな役割を果たしてきたが、就学率の上昇に伴い在籍生徒数は大きく減少してきた。

しかし、教育をめぐる環境が複雑化・多様化する中で、近年では、様々な事情から本国で義務教育を修了しないまま日本で生活を始めることになった外国籍の者など、多様な背景を持った者たちが中学校夜間学級において将来設計等のために日々懸命に学んでいる状況にある。そして、最近では、夜間学級に対して、形式的に中学校を卒業していても不登校などの理由で十分に教育を受けることができなかった者たちの“学び直しの場”としての役割も期待されているところである。

国の調査結果によれば、平成26年5月1日現在、全国8都府県の31校において中学校夜間学級が設置されており、主として日本に在留している外国人の学びの場となっている。

こうしたなか、平成28年6月2日の閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、すべての子どもが希望する教育を受けられる環境の整備に夜間中学の促進等を図ることが明記された。また、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進することを目的とした「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が、同年12月14日に公布されるに至った。

本県には、現在、中学校夜間学級は設置されていないが、長野県教育委員会では、文部科学省の委託を受け、中学校夜間学級設置における課題検討事業を立ち上げ、県内における設置の可能性や課題の検討、整理を行った。4回の検討会、先進地区の県外視察等を実施し、有識者を含めた委員それぞれの立場から本県の実態に合った多様な学習機会の確保について協議が行われた。

本報告書は、その意見を踏まえて今後の方向性についてまとめたものである。

1 課題検討会の設置	1
2 中学校夜間学級の現状（文部科学省調査による）	1
(1) 中学校夜間学級について	
(2) 全国における中学校夜間学級の現状	
(3) 国の動向	
(4) 長野県における中学校夜間学級の現状	
3 先進地区の視察に関すること	3
(1) 世田谷区立三宿中学校視察	
(2) 葛飾区教育委員会の取組事例、葛飾区立双葉中学校の実践事例	
4 中学校夜間学級等検討会における検討	4
(1) 長野県中学校夜間学級設置における課題検討会	
(2) 課題検討会の協議内容	
(3) 中学校夜間学級設置等に関するニーズ調査結果	
5 本県における課題の整理	6
(1) 設置の目的に関すること	
(2) 入級の対象に関すること	
(3) 設置に関すること	
(4) 教職員配置に関すること	
(5) 教材、教具、施設等に関すること	
(6) 設置者に関すること	
6 まとめ	8
(1) 本県における中学校夜間学級について	
(2) 国への要望	
7 参考資料一覧	
資料 1 中学校夜間学級等の検討について	10
資料 2 文部科学省「中学校夜間学級等に関する実態調査」の結果（全国概要）	12
資料 3 文部科学省「中学校夜間学級等に関する実態調査」の結果（本県結果抜粋）	14
資料 4 平成28年度「中学校夜間学級設置における課題検討会」設置要綱	18
資料 5 先進地区の視察について（世田谷区立三宿中学校視察、葛飾区教育委員会の 取組事例、葛飾区立双葉中学校の実践事例）	20
資料 6 平成28年度「中学校夜間学級設置等に係るニーズ調査」（調査内容及び結果）	38
資料 7 不登校の状況について	43
資料 8 定時制入学生徒の状況について	47
資料 9 県内の外国籍住民の状況について	48

1 課題検討会の設置

当県においては、中学校夜間学級が設置されていない。また、平成26年9月に実施した「中学校夜間学級に関する実態調査」の結果から、現在設置を検討している市町村はないことが明らかとなっている。他方で、県内の義務教育未修了の学齢超過者は、約2千人おり、その就学希望等は十分に把握できていない状況にある。

平成28年12月14日に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」は、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨に則り、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供、その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する施策に関し、基本理念等の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的としている。

また、全国的に大きな問題となっている不登校児童生徒の増加に対しては、各市町教育委員会においても喫緊の課題として、これまでも中間教室等を運営し改善に努めているが、それに加えて新たに検討すべき機会として挙げられているのが、本法案に記載がある中学校夜間学級である。中学校夜間学級に在籍する生徒の8割は外国人であるという全国的な傾向を踏まえ、日本に在留している外国人、さらには外国籍児童生徒の学びの場のあり方について本県においても検討を加えていく必要があることは言うまでもない。

中学校夜間学級は、義務教育未修了者等の就学機会を確保する上で重要な役割を果たす可能性があるという認識の下、市町村教育委員会との連携のもと、中学校夜間学級の設置の必要性について研究し、本県における中学校夜間学級の設置について今後の方向性や課題を検討することとした。

2 中学校夜間学級の現状（資料1参照）

(1) 中学校夜間学級について

平日の昼間に授業が行われる一般的な中学校は、高等学校の用語で言えば、全日制の課程に相当する。それとは別に二部授業という制度がある。

二部授業とは、学校に在学する生徒を複数の組に分けて、別々の時間帯で授業を行うことであり、学校教育法施行令（昭和28年政令第34号）の第25条（市町村立小中学校等の設置廃止等についての届出）の第5号を根拠とする。現代社会においては、昼間に通学して学習することが困難である者のために、夜間にも授業を行うことを指すことが多い。この二部授業に基づいて夜間に実施するのが、「中学校夜間学級」である。

① 入学対象者

従来の規定では、「義務教育を卒業していない学齢超過者。ただし、中学校卒業認定試験合格者等で高等学校入学資格を持つ者は除く。」となっている。

しかし、平成27年7月30日付、文部科学省通知「義務教育修了者が中学校夜間学級へ再入学を希望した場合の対応に関する考え方について（27初初企第15号）」では、様々な事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者（以下「形式卒業者」という）のうち、改めて中学校で学び直すことを希望する者（以下「入学希望既卒者」という）について、中学

校夜間学級の収容能力に応じて、可能な限り受け入れるよう通知され、その対象者は広がりつつある状況にある。定義としては上記の記載のとおりであるが、特に学齢超過の外国人に至っては、母国で義務教育を修了していても、日本語の習得等の理由で入学してくるケースが多数見られるのが実態である。

② 教育課程等

ア 修業年限 3年

イ 入学資格

- ・ 義務教育を卒業していない学齢超過者。ただし、中卒認定試験合格者等で高校入学資格を持つ者は除く。
- ・ 設置者により資格要件は異なるが、例えば、①市民、②市民ではなくとも市内に身元保証人のある者、③市内で働く者、④県内在住で居住している市町教育委員会の副申のある者、のいずれかに該当する者。

ウ 教育課程編成

中学校学習指導要領に基づき、生徒の実態を踏まえ、校長が教育課程を編成する。また、授業時間については、学校によって多少異なるが、平日17時から21時程度で、給食がある学校もある。

③ 費用

義務教育なので、授業料は無料。教科書も無償給与だが、教材費等は全日制の中学校と同様に自己負担となる。

(2) 全国における中学校夜間学級等の現状（文部科学省調査による）（資料2参照）

以下の記載は、平成26年5月1日を調査日とし、全都道府県教育委員会、全市区町村教育委員会を対象に実施された「中学校夜間学級等に関する実態調査（文部科学省）」に基づくものである

- ① 8都府県の25市区において31校が設置されており、1,849人が在籍している。1,498人、全体の81%が外国籍である。また、設置31校のうち、東京、大阪が19校と、全体の61.3%を占めている。
- ② 学齢超過者のみが在籍し、各年齢層が均等に在籍しているが、60歳以上の生徒が28.5%と若干多い。
多様な入学理由を持った生徒が在籍しているが、日本語の習得、読み書きの習得という2つの動機が入学理由の54%を占める。
- ③ 中学校夜間学級の設置に関する要望書があった都道府県は14県あり、未設置道県の35.9%にあたる。

(3) 国の動向

※一部「夜間中学校」という標記があるが、これは国における発言をそのまま引用したためである。

平成28年6月2日の閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、すべての子どもが希望する教育を受けられる環境の整備に夜間中学の促進等を図ることが明記さ

れた。

さらに、平成28年12月7日の参議院本会議で、不登校の子どもたちの教育の機会を確保するため、子どもたちの相談や勉強の場として自治体が設けている「教育支援センター」の整備を充実させることを盛り込む「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立した。本法律では、不登校の子どもたちの教育機会の確保などを総合的に推進するための具体的な施策として、不登校の子どもたちに配慮した特別な教育課程を編成する学校、不登校の子どもたちの相談や勉強の場として自治体が設けている「教育支援センター」をそれぞれ整備・充実させるとしている。また、フリースクールなど、学校以外の場で学ぶ子どもたちへの支援として、市町村の教育委員会がその学習活動や子どもたちの心身の状況を継続的に把握し、支援を行うことなども盛り込まれていた。さらに、夜間や特別な時間に授業を行う学校についても認め、就学の機会の提供を促し、附則では、教育機会の確保などのために必要な経済的支援の在り方について検討を加える必要性も指摘している。

(4) 長野県における中学校夜間学級の現状（資料3参照）

平成26年5月1日に文部科学省が実施した「中学校夜間学級等に関する実態調査」のうち、本県の状況は、主に以下のような状況であった。

- ① 過去5年間で貴教育委員会や首長部局に中学校夜間学級の設置促進等に関する要望や議会請願・議会議論などはあったか。「ない」
- ② 県で夜間学級に関する委託事業やモデル事業を行っているか。「行っていない」
- ③ 中学校夜間学級を設置する学校数。「0校」
- ④ 中学校夜間学級についての検討予定なし。「77市町村」

3 先進地区等の視察に関すること

(1) 東京都三宿中学校視察（資料5参照）

平成28年9月5日に東京都世田谷教育委員会及び世田谷立三宿中学校（夜間学級）を視察した。以下の内容は、聞き取り調査による。

① 中学校夜間学級設置までの経緯

昭和22年4月、教育制度改革により発足した6・3制教育により、新制中学校が誕生したが、戦後の混乱期でもあり、家庭的・経済的理由により長欠者が多く、これらの人たちに対する義務教育保障の場として、昭和29年5月1日に新星中学校（現：三宿中学校）に二部（夜間学級）を設置した。

② 中学校夜間学級の運営及び経費

近隣市町からの受け入れ及びそれに係る費用負担などを決めて運営している。

③ 設置及び運営上の課題

三宿中学校は在籍期間（3年）を定めているが、それ以外の中学校は在籍期間を制限していないので、高齢者が長年にわたって在籍する例も見られる。また、外国籍が多いため、日本語指導も必要になり、教育課程編成並びにその実施に苦慮している面もある。

④ 設置における体制整備

区、都教育委員会と連携し、人的加配などの配慮がなされているが、生徒の母語が理解でき、かつ日本語が堪能な支援員を増員したい意向もある。

(2) 葛飾区教育委員会の取組事例、葛飾区立双葉中学校の実践事例

① 夜間学級入学の要件

ア 小学校、中学校を卒業していない方、または不登校などの様々な理由により中学校で十分に学べなかった方

イ 都内在住、または在勤されている方

ウ 15歳以上

② 葛飾区における日本語指導が必要な児童・生徒数

日本語指導が必要な外国人児童及び日本語国籍を有する日本語指導が必要な児童のいずれも増加傾向にある。

③ 葛飾区夜間学級の入学までの流れ

面談から試験登校を経て、その結果を教育委員会で審査し入学学年を確認したのち、入学を認める手続きを行っている。

4 中学校夜間学級等検討会における検討

(1) 長野県中学校夜間学級設置における課題検討会（資料4参照）

現在、県内においては公立中学校夜間学級は設置されておらず、また市町村教育委員会からも具体的なニーズの確認はなされていない状況にあった。そこで、公立中学校夜間学級の可能性も含め、義務教育未修了者に対する多様な学習機会提供の方策の可能性を検証し、今後の施策に生かすために調査研究を進めることとした。

検討会の座長は教育行政の専門家である信州大学教職支援センターの荒井英治郎准教授、副座長は長野市教育委員会の近藤守教育長に依頼した。さらに、市町教育委員会を代表して松本市教育委員、不登校等の支援を推進している有識者、外国籍の学習を支援している有識者、「社員の子育て応援宣言」登録し男女共同参画優良事業所で民間主導による異業連携を構築している経営者、学校現場から中学校長、高等学校長に委員を依頼した。さらに外国籍児童生徒が本県の各地域に一定程度在住している実態に鑑みて、多文化共生を推進する県民文化部国際課にも事務局の一員として検討会への同席を依頼した。

検討会においては、中学校夜間学級設置における課題検討による検討会を4回開催した他、県内77市町村教育委員会を対象とした中学校夜間学級設置等に係るニーズ調査や先進地区の視察を行った。

(2) 課題検討会の協議内容

○平成28年7月4日、第1回中学校夜間学級設置における課題検討会を開催し、主に事業説明、全国の中学校夜間学級設置の現状と課題の説明後に、①日本国籍で義務教育学齢期の者が、学校に通っていない現状、②日本国籍で高齢者が教育を受ける機会を求め

ている現状、③外国籍で義務教育学齢期にない者の現状など、3つの柱を立て本県の現状について協議した。

- 平成28年10月13日、第2回中学校夜間学級設置における課題検討会を開催し、主に、東京都世田谷区立三宿中学校の夜間中学校の視察報告を行った。さらに、先進的に推進されている教育行政と学校現場からの事例発表を行い、その後、県内に中学校夜間学級設置の需要も含めた課題について協議した。
- 平成28年12月12日、第3回中学校夜間学級設置における課題検討会を開催し、前回の協議で中学校夜間学級の現状から外国籍生徒の割合が高いということを踏まえ、県民文化部国際課が県内の外国籍住民の実態と支援策に対する状況報告を行った。また、心の支援課が中学校を卒業した不登校生の半年後の状況等の報告を行った他、高校教育課が中学校在籍中、不登校だった生徒が定時制の高校に進学した際の現状と課題に関する報告を行った。さらに、県内77市町村教育委員会を対象とした中学校夜間学級設置等に係るニーズ調査の結果報告を行い（資料6参照）、改めて中学校夜間学級設置における課題を協議した。
- 平成29年2月6日、第4回中学校夜間学級設置における課題検討会を開催し、検討会における報告書の協議を行い、今後の方向性を明らかにした。

(3) 中学校夜間学級設置等に係るニーズ調査結果（資料6参照）

平成28年11月11日、県内77市町村教育委員会に対して改めて調査を実施した。本調査では、様々な事情により義務教育諸学校で普通教育を十分に受けていない者及び学齢を超過し義務教育諸学校への就学を希望している者を対象にアからエを設定した。

- ア 設置ニーズ関係
- イ 入学希望既卒者
- ウ 外国籍の者
- エ 設置検討状況

ア：学齢期を過ぎた方（学齢超過者）から教育を受ける場や機会等の問い合わせがあったか。「5市町村（77市町村のうち）」

イ：日本国籍を有する者で、入学希望既卒者の人数を把握しているか。把握している、おおよそ把握しているも含めると「5市町村（77市町村のうち）」

入学希望既卒者の人数はほとんど把握していない。把握している場合は0人である。

また、入学希望既卒者を対象とした学ぶ機会を保障する取組は県内にはほぼない。

入学希望既卒者に対して学ぶ機会を保障する取組は域内にあるか。ある「1市町村（77市町村のうち）」

ウ：学齢期を過ぎた日本国籍を有しない者で、学ぶ機会を求めている人数を把握しているか。把握している、おおよそ把握しているも含めると「9市町村（77市町村のうち）」

学齢期を過ぎた日本国籍を有しない者に学ぶ機会を保障する取組は域内にあるか。

ある「10市町村（77市町村のうち）」

学齢期を過ぎた日本国籍を有しない者の人数を把握している多くの市町村は人口が少ない地域で、中学校修了程度の学力の習得をめざしている市町村は2市町村である。また、学齢期を過ぎた日本国籍を有しない者への学ぶ機会を保障している実施主体の多くは市町村教育委員会である。

エ：中学校夜間学級設置に関する検討状況については、以下の通りである（77市町村のうち）。

現在検討中である「0」、今後検討の予定がある「1」、前向きに検討したい「13」、現時点では検討の予定がない「63」

現時点で検討の予定がない理由については、「中学校夜間学級設置に関しての要望等がない」、「現在、具体的なニーズがない」、「財政的制約」、「人的制約」等が挙げられた。

県内77市町村教育委員会を対象とした中学校夜間学級設置等に係るニーズ調査の結果によれば、入学希望既卒者や外国人の受け皿となる中学校夜間学級の設置要望といった具体的な声は現段階では聞こえてきていない状況にあり、明確なニーズとして検討されていないことがわかる。

一方、学齢期の外国籍児童生徒で、小中学校へ通わず不就学の状態にあったり、大人とともに日本語教室へ行ったりしている現状を鑑みると、学齢期の外国籍児童生徒の就学機会等をどのように保障していくかが、目下の課題であるといえる。そこでは、必ずしも中学校夜間学級の新設という形に留まらず、現在、市町村教育委員会やNPO団体等が主体となって実施している日本語指導教室等に対してどのような支援が必要か、実態把握とそれに応じた支援策のあり方を検討していく必要がある。

また、形式卒業者のうち、入学希望既卒者の「学び直し」のあり方の検討の必要性を示した平成27年7月30日の文部科学省通知（前掲）の内容を前提とした場合、学齢期における外国籍児童生徒への対応とともに、不登校児童生徒や形式卒業者に対する支援のあり方も重ねて検討していく必要がある。不登校児童生徒も外国籍児童生徒も、いずれも学齢期の児童生徒であるが、学校内での受け入れ体制、学校外での学習保障、就学の環境づくりなど同様に対応可能かも具体的に検討していく必要がある。

5 本県における課題の整理

(1) 設置の目的に関すること

- ・学校教育法第21条に定められている普通教育の目標は、中学校における教育の目標を達成するよう行われるものとして法定されており、教育課程は、学校教育法および同施行規則により定められている。

- 生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うこと。(学校教育法第46条)
- 中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。(学校教育法施行規則第72条)
- 中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。(同74条)

- ・これらから、夜間学級においては、中学校教育の目標を達成するために、中学校学習指導要領に則った教育課程を編成する中で学びを保障しなくてはならない。

(2) 入級の対象に関すること

- ・入級の対象となる者は、学齢超過者のうち未就学者と、学齢超過者のうち不登校等により学び直しを求める者の2者を原則とする。
- ・在留外国人数については、全国では平成27年度末に過去最高で増加傾向にあり、本県も同様に増加することが見込まれる。これらの者については、中学校夜間学級において日本語習得を主とする学びの場を求める場合と、中学校夜間学級において中学校学習指導要領に則った教育課程を学ぶことを目的とする場合が想定される。前者に対しては、夜間学級での学習に留まらず、学校内外のどのような場においてどのような支援策を講じていくべきかを総合的に検討していく必要がある。後者に対しては、主に学齢超過者に対してどのような支援を行っていくことができるか、支援体制の充実のあり方を検討する必要がある。これらの検討においては、現在行われている市町村やNPO団体等による取組の成果を踏まえながら、包括的な支援を進めていく必要がある。
- ・不登校であっても高校進学により学び直しをしながら高校卒業資格を得ることを希望する者も相当数存在していることに鑑みて、実際に中学校への入級を希望する者に対して、どのような手続きで対応を行うか、自治体間の情報共有のあり方に関しても今後検討を加えていく必要がある。

(3) 設置に関すること

- ・設置に際しては、次のような課題が想定できる。

①通学の保障に関する観点

- ・夜間の公共交通機関が十分でないため、通学方法に関して検討する必要がある。

②安全・安心の保障に関する観点

- ・徒歩や自転車等による通学の場合、安全性の確保のあり方を検討する必要がある。

③通学時間の保障に関する観点

- ・広い県土であり、地形的に地域が分かれていることから、設置数・場所に関して検討する必要がある。

- ・昼間の学校では、片道1時間程度とされているが、夜間学級においてはどの程度が望ましいのか検討する必要がある。

④施設・設備の保障に関する観点

- ・現在設置されている中学校に増設する場合は、独立部分の新設とともに、共有部分の管理方法に関して検討する必要がある。
- ・新設を検討する場合は費用等の確保のあり方を検討する必要がある。

(4) 教職員配置に関すること

①設置基準の観点

- ・原則として、新たに10教科を担当する教員、夜間学級事務を担当する事務職員が必要となる。勤務時間の上から、昼間の通常学級との兼務は課題がある。
- ・現行の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律によれば、最低6学級程度が必要となる。各学年2学級、学級の標準を40人とすれば、原則として、120人以上の生徒数が必要となることから、国による制度の整理が必要である。

②専門性の確保の観点

- ・現時点で県内に夜間学級指導と関連する専門性を有する教員はいないため、異学年指導や日本語指導などの指導法の開発・充実、体系的な研修制度の整備・充実、人材の配置など、専門性の確保の観点から検討していく必要がある。

(5) 教材、教具、施設等に関すること

- ・教科書は、国から無償で配付されるが、既存の中学校等に夜間学級を設置する場合は、共有できる教具、施設の確保のあり方を検討する必要がある。
- ・昼間の生徒の下校時間や部活動等の時間、夜間学級の生徒の登校・活動時間が重なることが想定されることから、昇降口や体育館等の分離や使用方法に関して、相互の調整を行う必要がある。教具についても、共有できるものと独自で配備するものの仕分けが必要となる。

(6) 設置者に関すること

- ・中学校の夜間学級は、法令上、原則として、市町村が設置するものとなっている。
- ・他方、全ての市町村が設置できる状況にないことは明らかであるため、県立高校への附置や「教育支援センター」の利活用など、多様な方法を検討することも一案である。この場合、同年齢の者が、一方は高等学校、一方は中学校へ通学することへの理解や配慮等をどのように行うかも検討していく必要がある。

6 まとめ

(1) 本県における中学校夜間学級について

これまでの調査結果の分析や本県における課題の整理を踏まえ、入学希望既卒者、学齢超過の外国籍の者の受け皿として中学校夜間学級を設置することについては、現時点でのニーズは確認されなかった。

本県では、当面既存の支援策のさらなる充実をどのように図っていくことができるのかという観点から、今後の検討を進めていくことが望ましいと考える。例えば、外国籍児童生徒に対する支援策としては、県内の一部の自治体で取り組まれている「特別の教育課程」による日本語指導の充実を図ること、地域における関係機関との連携の下で市町村教育委員会やNPO団体等が放課後等を実施している学校外での日本語指導の充実を図ることなど、多様な方法が想定される。ここでは、既存のネットワークを活用し情報共有を図るとともに、さらなる啓発活動や研修支援などを行っていくことが求められる。

この他、不登校児童生徒への対応に関しては、子どもたちの相談や学習の場としての役割を果たしている「中間教室」等の取り組みを充実させていくことなど、現在、県内において様々な支援策が検討されていることから、その検討結果を踏まえた上で、さらなる体制強化を図る必要がある。

その上で、中学校夜間学級については、国から「各都道府県に少なくとも1校ずつの中学校夜間学級の導入を検討する」との方針が示されていることを踏まえ、今後の動向を注視しつつ、他の都道府県の取組や県内の潜在的なニーズの把握に継続的に努めることが必要である。

(2) 国への要望

他県の先行している中学校夜間学級では、在籍生徒の8割は学齢超過の外国籍の者であり、日本の社会に円滑に適用できるよう日本語指導や、中学校程度の学習が行われている。今後、グローバル化の進展により、外国籍や外国由来の者が増加することが見込まれ、これらの者が必要な知識や技能を習得し、日本において社会的・経済的に自立することが、社会の安定や発展に重要と考えられる。

現在、公立学校において学齢期の外国籍児童生徒に対しては、「特別の教育課程」による日本語指導などの支援が行われているが、学齢超過の外国籍の者に対しては、このような支援は行われていない。

今後、本県の市町村が中学校夜間学級の設置を検討するにあたっては、日本語の習得を含めた必要な知識・技能を習得できる「特別の教育課程」を構築するとともに、本県では中学校夜間学級での教職経験者が皆無であることと関わって、中学校夜間学級の円滑な導入を進めていくためには、専門性を持った教職員の確保・育成、必要となる教職員の配置や施設設備に対する財政措置などについて、国において検討がなされるよう要望していくことが必要である。

平成29年3月7日

中学校夜間学級設置における課題検討会座長
荒井 英治郎（信州大学教職支援センター准教授）